

## 工事請負契約に係る競争入札実施要綱取扱要領

(平成 18 年 12 月 28 日管理者決裁)

工事請負契約に係る競争入札実施要綱(平成 18 年 12 月 28 日管理者決裁。以下「要綱」という。)  
第 7 条第 3 項及び第 45 条の規定に基づき、要綱の取扱要領を次のとおり定める。

(一般競争入札の対象工事とならない工事)

第 1 条 要綱第 4 条に規定する管理者が定める工事は、単価契約に係る工事その他一般競争入札に適しない工事とする。

(入札参加資格の設定基準)

第 2 条 予定価格千万円以上 3 億円未満の対象工事(要綱第 4 条に規定する対象工事をいう。以下同じ。)について、要綱第 7 条第 3 項の規定により管理者が定める基準は、次条から第 5 条までに定めるとおりとする。

(入札参加資格として設定しなければならない事項)

第 3 条 要綱第 7 条第 1 項第 1 号及び第 6 号から第 9 号までに掲げる事項については、これを入札参加資格として設定しなければならない。

2 要綱第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる事項については、これを入札参加資格として設定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。この場合においては、同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事項を入札参加資格として設定することができる。

(1) 要綱第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる事項に該当する者では、対象工事の施工ができない恐れがあること

(2) 要綱第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる事項に該当する者だけでは、一般競争入札を行うに足りる十分な入札参加者数を確保できない恐れがあること

(施工実績)

第 4 条 要綱第 7 条第 1 項第 10 号に掲げる事項を入札参加資格とする場合は、対象工事と同種の工事(以下「類似工事」という。)について、直近の一定期間(10 年以上とする。)における一定規模以上の施工実績を求めるものとする。

2 前項の場合における類似工事の規模は、対象工事の規模の概ね 3 割以上を目途として、対象工事ごとに定めるものとする。この場合においては、対象工事の施工面積に対する割合のほか、対象工事の種類に応じ施工階層数、施工対象物の高さその他の諸条件を総合的に考慮するものとする。

3 特殊な材料、工法等を伴う対象工事について、類似工事の施工実績を有する者が相当程度限定されると認められる場合にあつては、第 1 項の規定にかかわらず、対象工事と類似する別種の工事を類似工事として指定することができる。この場合における類似工事の規模は、前項前段の規定によらずに定めることができる。

4 前 3 項の規定により施工実績として求める類似工事は、元請負人(共同企業体にあつては、出資比率 20%以上の構成員)として施工した工事に限るものとする。ただし、当該類似工事が共同企業体を相手方として発注することを常態とする場合その他合理的な理由のある場合は、出資比率 20%未満の共同企業体の構成員として施工した工事についても、類似工事とすることができる。

5 特定の工法を用いなければならない対象工事にあつては、前 4 項の規定による施工実績として求める類似工事について、当該工法で施工した経験を有することを条件とすることができる。

(総合評定値又は格付評点)

第5条 要綱第7条第1項第11号に掲げる事項を入札参加資格とする場合は、同号に規定する総合評定値又は格付評点については、土木工事にあつては650点以上、鉄骨鉄筋コンクリート建築工事にあつては600点以上、電気設備工事及び給排水衛生冷暖房工事にあつては650点以上、その他工事にあつては600点以上であることを標準として設定する。ただし、施工場所その他の施工条件により特に高い施工能力を必要とする対象工事その他特別な事情がある対象工事については、これらの数値を引き上げることができる。

2 前項の規定によるほか、格付評点又は総合評定値については、必要に応じ上限値を定めることができる。

(承継した施工実績に基づく入札参加申請)

第6条 相続、合併若しくは会社分割又は事業譲渡により当該工事種目に係る事業の全部を承継した相続人、新設会社、存続会社若しくは承継会社又は譲受人は、被相続人、消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が施工した工事を施工実績として入札参加申請をしようとする場合は、要綱第11条第2項第2号又は第15条第1項第2号の類似工事の施工実績調書に当該承継の事実を証する書類(あらかじめ市長の確認を受けたものに限る。)を添付しなければならない。

2 前項の場合において、被相続人、消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が有資格業者に対する指名停止に関する要綱(平成18年12月28日管理者決裁)第2条第1項の規定による指名停止を受け、その期間が経過していないときは、その者の施工した工事を施工実績とすることはできないものとする。

(書換え等の禁止の解釈)

第7条 要綱第11条第5項(要綱第13条第3項、第15条第3項、第40条第3項及び第43条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、要綱第11条第2項各号又は第15条第1項各号に掲げる書類の記載の不備について補正を命ずることを妨げるものではない。

第8条 要綱第31条第1項第1号に規定する事項を総合評価委員会の審議に付する際は、併せて要綱第7条の規定により設定しようとする入札参加資格を総合評価委員会に通知するものとする。

(指名競争入札の対象工事とされる工事)

第9条 要綱第36条に規定する管理者が定める工事は、予定価格千万円以上の工事のうち、単価契約に係るものその他一般競争入札に適しないものとする。

(様式)

第10条 要綱に規定する手続に係る関係書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 入札前資格確認用一般競争入札参加申請書〔様式第2-1号〕  
入札後資格確認用一般競争入札参加申請書〔様式第2-2号〕
- (2) 類似工事の施工実績調書〔様式第3号〕
- (3) 配置予定の技術者に関する調書〔様式第4号〕
- (4) 工程計画表〔様式第5号〕
- (5) 施工計画書〔様式第6号〕
- (6) 共同企業体の競争入札参加資格審査申請書〔様式第7号〕
- (7) 入札前資格確認用一般競争入札参加資格確認通知書〔様式第8号〕
- (8) 共同企業体の構成等確認通知書〔様式第9号〕
- (9) 入札後資格確認用一般競争入札参加資格審査結果通知書〔様式第10号〕
- (10) 理由説明請求に対する回答書〔様式第11号〕

- (11) 入札前資格確認用一般競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第 12-1 号〕  
入札後資格確認用一般競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第 12-2 号〕
- (12) 質疑応答書〔様式第 13 号〕
- (13) 工事費構成費目内訳書（予定価格千万円以上 5 億円未満）〔様式第 14-1 号〕  
工事費構成費目内訳書（予定価格 5 億円以上 WTO 基準額未満）〔様式第 14-2 号〕  
工事費構成費目内訳書（WTO 案件）〔様式第 14-3 号〕

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 8 月 14 日改正）

（実施時期）

- 1 この改正は、平成 19 年 8 月 15 日より実施する。  
（経過措置）
- 2 改正後の仙台市市立病院競争入札実施要綱取扱要領の規定は、平成 19 年 8 月 17 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 1 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 20 年 3 月 1 日から実施する。  
（経過措置）
- 2 改正後の仙台市市立病院制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領の規定は、平成 20 年 3 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 10 月 31 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から実施する。  
（経過措置）
- 2 改正後の仙台市市立病院制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成 20 年 11 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。  
（経過措置）
- 2 改正後の仙台市市立病院制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成 21 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。  
（要綱及び基準の廃止）

2 次に掲げる基準は、廃止する。

(1) 制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準（平成 18 年 12 月 28 日管理者決裁）  
（経過措置）

3 改正後の仙台市市立病院競争入札実施要綱取扱要領の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第 20 号）第 5 条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規程第 15 条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる工事について適用し、同日前に公告又は指名の通知が行われた工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

（実施期日）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。